

8. 交付申請に必要な書類

A4サイズ又はA3サイズ折込で提出してください。問合せをする場合がありますので申請書類は写しを保管してください。

以下の必要書類を期限までに提出してください。

提出期限：令和8年5月1日～12月15日

	書 類 名	備 考
	補助金交付申請書	・ 様式第1号 ・ 捺印があれば、訂正が必要な場合でも再提出の必要はありません
①	事前契約届出書	・ 様式第1号別紙 1（契約前の場合、不要）
②	遵守事項に関する確認書	・ 様式第 1 号別紙 2
③	導入設備要件確認書兼誓約書	・ 様式第 1 号別紙 3
④	太陽光発電設備・蓄電池の要件が確認できるもの	（太陽光発電設備） ・ JP-AC太陽光パネル型式A登録リストの該当箇所を印刷したもの ・ 太陽光発電協会HP「会員各社の人権方針及びデューデリジェンス等の取組内容」から該当する企業を印刷したもの（太陽光発電協会HPに掲載がない場合は、企業HP等で人権方針に該当する箇所を印刷したもの） （蓄電池） ・ 令和7年度以降のSII登録リストの該当箇所を印刷したもの
⑤	補助対象経費計算書	・ 様式第1号別紙 5（8ページに記載例あり）
⑥	太陽光パネル割付図	・ 屋根の傾斜の方向、方位、太陽光パネルの設置状況が分かるもの ・ 北面屋根にパネルを設置する場合は、それが防眩仕様であることが確認できるもの
⑦	屋根の形状が分かるもの	・ 屋根全面がわかるもの ・ 屋根伏図、立面図、航空写真など
⑧	太陽光発電システム自家消費率計算書	・ 様式1号別紙 6 ・ 導入する太陽光発電システムで発電する電力量の自家消費率が、30%以上であることがわかるもの
⑨	工事請負契約書等の写し	・ 申請者の氏名、住所、工事場所、押印等を確認できること（契約前の場合、実績報告時に提出）
⑩	見積書等の写し(※1)	・ 申請者の氏名、料金の内訳（設備費・工事費・その他）、導入設備（型番）が分かるもの
⑪	設備の仕様及び金額が分かるもの	・ 太陽光パネルの公称最大出力、パワーコンディショナーの定格出力、蓄電池の定格容量が確認できるもの（カタログの写しなど） ・ 北面屋根にパネルを設置する場合は、防眩仕様であることが確認できるもの
⑫	住民票（または本人確認書類（実績報告時に住民票提出））	・ 申請者本人の原本 ・ マイナンバーが記載されていないこと ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの ・ <u>本人確認書類の場合は実績報告時に住民票を提出すること</u> （住所、氏名、生年月日が確認できる免許証やマイナンバーカード（表面のみ）の写し等）

次ページへ

⑭～⑳の書類については、該当する場合のみ必要です。

	書 類 名	備 考
⑬	建物登記事項証明書（登記簿謄本）	・ 建物登記簿謄本の原本 ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの
⑭	建物所有者と申請者との続柄を証明する書類	・ 申請者が建物所有者の配偶者または一親等の親族の場合のみ ・ 住民票または戸籍全部事項証明書 ・ 交付日が交付申請日の3か月以内のもの
⑮	太陽光発電設備調達価格に関する理由書	・ 参考様式 ・ 太陽光発電設備の価格が35万円/kWを超える場合、その理由書と太陽光発電設備の金額が確認できるもの
⑯	蓄電池調達価格に関する理由書	・ 参考様式 ・ 蓄電池価格が12.5万円/kWh以下とならない場合、その理由書と蓄電池の金額が確認できるもの
⑰	委任状	・ 様式1号別紙4 ・ PPAまたはリースにより、設備を導入する場合
⑱	補助金相当額控除説明資料(※2)	・ (PPA・リースにより設備を導入する場合のみ)補助金の交付申請をすること及び補助金交付額相当分が住宅の所有者に還元されることが説明されたことが分かる書類
⑲	市税の滞納がないことの証明書	・ 交付日が交付申請書の提出前30日以内のもの ・ 市税納付状況確認に同意した場合は不要
⑳	その他市長が必要と認める書類	・ 仙台市から提出の要請があった場合のみ提出してください。 （例 2000年以前に建築された住宅の場合：太陽光発電設備の設置による重量増を考慮した構造安全性を有することを証明する書類 例 北側屋根に通常パネルを設置する場合：影響がないことが確認できるシュミレーション結果等）

(※2) 補助金相当額控除説明資料の例

補助金適用後の月々お支払額提案書

仙台 市朗 様

補助金適用前

総支払額

2,835,000 円 (税抜)

〔太陽光：5kW1,750,000円〕
〔蓄電池：7kW1,085,000円〕

補助金額

300,000円 (税抜)

補助金適用後

総支払額

2,535,000 円 (税抜)

2,788,500 円 (税込)

月々のお支払額

15,491 円 (180か月)

(※1)

PPA・リースによる導入の場合

申請者との契約に基づく見積書にて、各設備の設備費や工事費の詳細が確認できない場合は以下の書類を追加でご提出ください。

・ リース料金等算出のもとになっている、設備導入にかかっている総額の分かるもの（太陽光発電設備、蓄電池それぞれの設備費、工事費など項目ごとの金額がわかるもの）

※様式第1号別紙5は設備ごとの導入費用の金額を入力し、計算してください。申請者が支払うリース料等では計算しないでください。

補助対象経費等計算

太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力
合計値の低い方(小数点第3位を切り捨て)

1 補助対象経費

(1)太陽光発電設備

太陽光発電設備の発電出力
(太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの
出力合計値のうち低い方)

5.12

kW

A

太陽光発電設備の設備費(税抜)

- ・設備費
- ・附属設備費
- ・その他設備費

350,000 [円/kW] 未満でない場合
(○が表示されない)

理由書の提出必要

太陽光発電設備の設置工事費(税抜)

500,000

円

C

※下の表を参考に計算

太陽光発電設備の補助対象経費(税抜)

1,700,000

円(B+C)

D

太陽光発電設備1kWあたりの補助対象経費

332,031

円/kW(D÷A)

E

小数点以下切り捨て

【補助対象経費判定】

○

(2)蓄電池

蓄電池の定格容量

蓄電池の設備費(税抜)

125,000 [円/kWh] 以下でない場合
(△が表示される)理由書の提出必要

※何も表示されない場合(155,000[円
/kWh]以下でない)、補助申請ができま
せんので、費用効率性の見直しを行っ
てください

※下の表を参考に計算

蓄電池の設置工事費(税抜)

- ・設計費
- ・工事費

250,000

円

I

蓄電池の補助対象経費(税抜)

100,000

円(H+I)

J

小数点以下切り捨て

蓄電池1kWhあたりの補助対象経費

148,648

円/kWh(J÷G)

K

【補助対象経費判定】

△

	対象経費※	対象外経費
太陽光発電設備 の設備費 (B)	モジュール、架台、設置金具、パワコン、 その他部材 など	太陽光発電設備と関係のない設備費
蓄電池 の設備費 (H)	本体、パワコン、蓄電池システム、蓄電 モジュール、センサー、ケーブル、コン バータ、設置用金具、コントローラー、 モニター、リモコン、変圧器、分電盤 など	蓄電池と関係のない設備費
設置工事費 (C・I)	配線、設置工事費、足場設置費(解体費 含む)、電気工事費、運送費、安全対策 費 など	保証費、諸経費、法定福利費、調査 費、メンテナンス費、既存物撤去費、 電力申請費、竣工試験立会費 など